

練馬区告示第 **512** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年10月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月5日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
21-217	練馬区	石神井町 八 丁目 1757 番 1 地先	変更前	4.36 から 4.37	20.71	—
	練馬区	石神井町 八 丁目 1757 番 1 地先 まで	変更後	6.00	20.71	37.27

特別区道路線区域変更図

石神井町 八丁目 地内

縮尺 600分の1

- 特別区道
- 区域変更による道路

